

5. 港湾関係

5.1 水先問題への対応

5.1.1 指名制トライアル事業

水先料金は平成 20(2008)年 4 月より従来の省令料金から上限認可・届出料金となった。また、併せて水先人の指名制も導入され、これによりユーザーからの直接指名が可能となり、業務の効率化や料金の適正化が図られることが期待された。しかしながら、こうした制度改正が行われたにもかかわらず、料金は上限額に張り付くとともに、料金の多様化もみられず、また、ユーザーが自由に水先人を選べる指名制も実現しなかった。

こうした状況下、規制改革会議から問題提起もあり、国土交通省は交通政策審議会海事分科会船員部会の下に水先小委員会を設置し、市場環境が有効に機能するための方策について検討を行い、平成 21(2009)年 6 月に当面の方策として、『指名制トライアル事業』(以下、トライアル事業と略)の実施を提言した。これに沿って同年 7 月より 4 大水先区(東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海)でトライアル事業が進められてきた。トライアル事業は、当初(第一段階)は対象も極めて限定的なものであったが、第二段階に入り、対象がより一般化され、平成 22(2010)年 9 月までに 1 万 GT 以上の水先対象船の概ね 30%まで拡大された。また、併せて新たに届出された料金による事前指名契約に基づく業務引受が行われた。(トライアル事業の詳細等は船協海運年報 2009 参照)

同年12月1日に開催された水先小委員会においては、その結果を踏まえた評価が行われ、トライアル事業は当初の目的を達成したと考えられること、今後はトライアル事業の成果を踏まえ指名制の健全な運用を図っていくべきであるとされている(【資料5-1-1-1】参照)。当協会は、同委員会において、量的な面での目標の達成や指名制をツールとして料金の引下げが実現したことは評価できるが、料金の多様化など競争原理が機能する適切な市場環境の整備には至っておらず、トライアルを継続してこれを深度化させることが必要である旨を指摘するとともに、その後、日本水先人会連合会との間に「指名制度運用協議会」を設置し、深度化に向けた具体策について協議を重ねている。

5・1・2 水先料金に係る上限認可額改定問題について

水先料金が上限認可料金に移行したのに合わせて、国土交通省はその基準ともいべき自動認可額(同金額以下であれば、水先人の認可申請の際に原価計算書等による個別審査が省略され、自動的に認可される水先料金の上限額)を公示している(平成20(2008)年4月以降適用)。

当初の国交省が公示した自動認可額の料金体系は、制度改革前のものをほぼ踏襲し、またそのレベルについては外航船長の年収を参考にして、それより高額な収入を得ていた水先区については、報酬を引き下げる措置が講じられたものの、激変緩和措置が講じられたことから、引き下げ額はユーザーが期待している水準には達しなかった。

なお、統合された水先区のコストの見直し、水先人確保の状況および実勢料金の調査の必要もあるとして、2年後(平成22(2010)年3月末)に改めて自動認可額を見直す条件が付されていた(その後、期限は前述の「トライアル事業」を拡大・促進する趣旨から1年間延長)。

平成23(2011)年3月末に期限を迎えるに当たり、国土交通省から事前に考え方等が示されたが、その根拠となる水先収支のデータやコスト構造に関する開示が不十分であることや水先人の報酬の比較対象とされた外航船長の報酬が実態とかけ離れていることから、国土交通省海事局長宛意見書を提出した(【資料 5-1-2-1】参照)。この結果、現行上限額の期限は1年間延長され、あらためて関係者でデータを持ちより、平成23年末までに結論を得ることとした。

また、これに関連して、指名制の深度化や三級水先人の定着について関係者が最大限努力することで当局と合意している。

5・1・3 水先人養成制度

平成19(2007)年4月の改正水先法施行後、水先人試験の受験資格に、登録水先人養成施設(3校)における養成課程の修了が義務付けられ、同養成施設には一級水先人および三級水先人の養成課程がそれぞれ設置された。この新たな水先人養成制度は、それまでの船長実歴3年を資格要件としていた制度では、外航船長の不足から水先制度を将来に亘って維持できないとの認識により、船長経験がなくても養成課程を経ることで水先人になることを可能としたものである。

当協会では、水先制度を健全に維持するためには三級水先人の計画的養成と定着が非常に重要との認識の下、(財)海技振興センターが行う水先人養成支援制度を通じ、確実な養成教育に協力

している。

①水先人の養成計画

(財)海技振興センターの水先人養成支援対象者の募集については、平成 23 年度一級水先人 31 名、平成 24(2012)年度三級水先人 25 名とすることが決定された。一級の募集員数は三大湾の統合等もあり、各水先区における入会希望数(廃業予定者と業務補充)を基本としている。二級水先人については一級の応募が減少し欠員が生じるような事態に陥った場合に検討することとされ、今回も募集は見送られた。また、三級については当初 5 年程度を 25 名の定数養成としており、これを継続することとされた。

②三級水先人の養成教育等

登録水先人養成施設 3 校(東京海洋大学、神戸大学、海技大学校(海技教育機構))に設置されている三級水先人の養成課程では、座学、操船シミュレータ訓練、水先実務(現場実習)とともに、商船等による乗船訓練(4ヶ月、そのうち国際航海を2ヶ月以上)が必須とされており、平成 22 年度は会員会社の協力により 3 校の修業生 19 名の訓練が実施された。また、修業生(平成 20 年 10 月入学の一期生)が課程を修了するにあたり、当協会関係者が操船シミュレータ訓練を視察し、修業生や関係者との意見交換を行った。

なお、三級水先人修業生の第一期生が平成 23 年中頃には免許を取得する予定である。このため、日本水先人会連合会では、免許取得後の訓練、受入体制について検討を進めている。